

国立市交通安全対策審議会設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

( 説 明 ) 議会改革特別委員会報告を受けて、国立市交通安全対策審議会において議会選出の委員を廃止するとともに、委員の構成を変更し、及び特別委員について定めるため、条例の一部を改正するものである。

国立市交通安全対策審議会設置条例の一部を改正する条例案

国立市交通安全対策審議会設置条例（昭和50年10月国立市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

( 組 織 )

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員19人以上をもつて組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 立川国立地区交通安全協会の代表者
- (3) 市内小中学校、幼稚園または保育園の関係者
- (4) 市内交通事業者の代表者
- (5) 道路管理者の職員

(6) 警視庁立川警察署および東京消防庁立川消防署の職員

(7) 公募により選出された市民

(8) 前各号に掲げる者のほか、関係団体等の代表者等

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条中「聞く」を「聴く」に改め、同条を第10条とし、第8条第2項中「委員」を「委員および議案に関係ある特別委員」に改め、同条を第9条とし、第7条第1項中「委員」を「委員および議案に関係ある特別委員」に改め、同条第2項中「出席委員」を「出席した委員および議案に関係ある特別委員」に改め、同条を第8条とし、第6条第2項中「委員」を「委員および議案に関係ある特別委員」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(特別委員)

第5条 第3条に定めるもののほか、特別の事項の審議に関し必要がある場合には、審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、市長が委嘱する。

3 特別委員の任期は、当該特別の事項の審議が終了するまでとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第3条の規定により委嘱又は任命された国立市交通安全対策審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第3条の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、同日における改正前の第3条の規定により委嘱又は任命された国立市交通安全対策審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第63号中「交通安全対策審議会委員」を「交通安全対策審議会

委員（特別委員を含む）」に改める。